



# 新型コロナウイルス感染症

## 5月8日(月)より、感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類」に移行します

**5月8日(月)以降、陽性者に対し、法律に基づく外出自粛は求められません。**

外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられますので、外出を控えることが推奨される期間の目安等を参考に、ご自身の体調や周囲の状況に応じた対応をお願いします。

### 5類移行に伴う主な変更点

	移行前 (5月7日(日)まで)	移行後 (5月8日(月)から)
外出の制限	陽性者 原則7日間 濃厚接触者 原則5日間	制限なし
保健所からの連絡・健康観察	重症化リスクの高い方に実施	ご自身で健康観察を実施
診察・検査の費用	無料 (公費負担) ※1)	保険診療 (自己負担あり)

(※1) 初・再診料等については、保険診療 (自己負担あり)

### 相談窓口

- 台東区 発熱受診相談センター (月～金曜日 午前9時～午後5時) ※祝日を除く  
TEL 03-3847-9402 FAX 03-3841-4325 (耳や言葉の不自由な方向向け)
- 東京都 新型コロナ相談センター (24時間)  
TEL 0120-670-440 (5月8日(月)午前9時～)

**Q1. 陽性となった場合、外出を控えることが推奨される期間の目安はありますか？**

**A1.** ①発症日を0日目(※1)として5日間(※2)、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、できる限り外出を控えてください。  
(※1) 無症状の場合は検体採取日を0日目とする。  
(※2) 期間中、やむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。  
②10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクを着用したり、高齢者等重症化リスクの高い方との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

**Q2. 「濃厚接触者」の取り扱いはどのようになりますか？**

**A2.** 5月8日(月)以降は、保健所から「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、法律に基づく外出自粛は求められません。

その他、新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、区HP(右記二次元コード)をご確認ください。



## 新型コロナワクチンのお知らせ

●令和5年春開始接種 5月8日(月)から開始します

▷対象 初回接種(1・2回目)を終了した方のうち、次の①～③のいずれかに該当する方 ①高齢者(65歳以上) ②医療機関や高齢者施設等の従事者 ③5～64歳の基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方

▷接種券の発送 4月26日に発送済み

▷発送対象者

①65歳以上の高齢者の方のうち、オミクロン株対応ワクチンを1回接種済みの方  
②過去に台東区に対して「基礎疾患を有する方」「医療機関、高齢者施設、障害者施設等に従事する方」として接種券の発行申請をした方のうち、オミクロン株対応ワクチンを1回接種済みの方

※オミクロン株対応ワクチンを未接種の方は、今回、接種券は発送されません。すでに区からお送りしているオミクロン株対応ワクチン接種券をお使いください。



令和5年春開始接種▶

※対象の②・③に該当する方は、**原則接種券の発行申請が必要です**。詳しくは、右記二次元コードをご確認ください。

●小児(5～11歳)のオミクロン株対応ワクチン接種

5月8日(月)以降も接種できます。

5～11歳のうち、**オミクロン株対応2価ワクチンを未接種の方**は、令和4年秋開始接種の終了(～5月7日(日))に関わらず、

8月まで引き続き接種ができます。

詳しくは、下記二次元コードをご確認ください。

●引き続き、初回接種も実施中です

6年3月31日(日)まで接種することが出来ますので、お済みでない方はご検討ください。

詳しくは、右記二次元コードをご確認ください。



▲接種券の発行申請



▲子供の接種について



▲ワクチン接種について

問合せ

●台東区コロナワクチン 相談専用ダイヤル (午前9時～午後6時、土・日曜日・祝日も対応) TEL 03-6834-7410

●厚生労働省新型コロナワクチン コールセンター (午前9時～午後9時、土・日曜日・祝日も対応) TEL 0120-761-770

## お知らせ

### 5月は赤十字会員増強運動月間です

5月は、赤十字会員と活動資金の募集運動が実施されています。寄せられた募金は、災害救護事業、講習普及事業、国際活動、赤十字ボランティアの育成・支援、看護師等の育成、献血などの血液事業、社会福祉事業などさまざまな人道的事業に使われています。

皆様のご協力をお願いします。

▷申込場所 区民事務所・同分室、地区センターか下記問合せ先へ

▷問合せ 区民課(区役所3階3番) TEL (5246) 1122

### 5月は自転車月間です

昨年の区内の交通事故発生件数は、一昨年より57件増加し、638件でした。そのうち、自転車が関係する事故は323件と、

全体の5割を超えています。事故にあわないよう、交通ルールを守り、安全に走行しましょう。

本区では自転車保険等への加入および自転車の点検・整備が義務付けられています。区では自転車を点検・整備した際に傷害保険や賠償責任保険等が付いてくる「TSマーク」の取得費用について、助成を行っていますので、活用をご検討ください。

▷問合せ 交通対策課 TEL (5246) 1288

### 特別整理のため図書館が休館します

▷場所・期間・問合せ

●石浜図書館 5月22日(月)～24日(水) TEL (3876) 0854

●根岸図書館 5月29日(月)～31日(水) TEL (3876) 2101

●中央図書館浅草橋分室 6月5日(月)～7日(水) TEL (3863) 0082

●中央図書館(池波正太郎記念文庫を含む) 6月12日(月)～15日(木) TEL (5246) 5911

●中央図書館谷中分室

6月19日(月)～21日(水) TEL (3824) 4041

### 軽自動車税種別割の納期限は5月31日(水)です

軽自動車税種別割は、4月1日現在、軽自動車やバイクなどを所有している方に課税されます。

5月12日(金)に納税通知書を発送しますので、5月31日(水)までに近隣の郵便局、金融機関、コンビニエンスストア(通知書裏面記載)、区役所、区民事務所・同分室の窓口またはスマートフォンを利用したキャッシュレス決済で納めてください。キャッシュレス決済は、外出の必要がなくご自宅で簡単・便利に納付できます。詳しくは、納税通知書同封のチラシをご覧ください。

障害のある方には、軽自動車税種別割の免除制度があります。納期限までに申請してください。免除制度の該当基準など、詳しくは下記へお問合せください。

▷問合せ 税務課税務係 TEL (5246) 1101

### 5年度住民税(特別区民税・都民税)の納税通知書等を発送します

▷住民税(特別区民税・都民税)を給与から差し引かれている方(特別徴収)

税額決定通知書を勤務先へ5月15日(月)に発送予定

▷銀行等で直接または口座振替で納めている方(普通徴収)および年金から差し引かれる方

納税通知書を6月7日(水)に発送予定

※住民税が非課税の方には納税通知書は発送しません。

※普通徴収の方は、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済でも住民税を納めることができます。詳しくは、納税通知書同封のチラシをご覧ください。

▷問合せ 税務課課税係

TEL (5246) 1103～1105

スマートフォンによる納付については税務課税務係 TEL (5246) 1114

納税相談については収納課

TEL (5246) 1107